

2

税額を決める大切な手続き
忘れないでください

所得税・住民税の申告

確定申告書は役場税務課にもあります

次の条件に当てはまる人は、税務署で申告してください。

- ①青色申告の人
- ②平成23年中に営業や農業、不動産事業などを始めた人
- ③土地や建物などの不動産や、自動車・貴金属などの動産を譲渡した人
- ④株式や先物取引で譲渡益があった人、または、株式や先物取引で生じた損失を繰越損失として申告する人
- ⑤特殊な配当所得のある人
- ⑥肉用牛の販売により、特定肉用牛所得の申告をする人
- ⑦消費税の確定申告がある人

次の条件に当てはまる人は、確定申告をすると所得税が戻る場合があります（源泉徴収税額がない場合は戻りません）。

- ①自宅をローンなどで購入した場合など（住宅借入金等特別控除）
※条件によっては、控除が受けられない場合があります。
- ②多額の医療費を支払った場合（医療費控除）
- ③災害や盗難に遭った場合（雑損控除）
- ④年の途中で退職し、年末調整をしていない場合
- ⑤年金から源泉所得税が引かれている人

国税電子申告システム（e-Tax）を利用して確定申告をすると、最高4,000円の控除を受けることができます（以前の控除を受けた人は受けられません）。住民基本台帳カードと電子証明書（各500円）、ICカードリーダーライタが必要です。詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。
▶住民基本台帳カードの申請・問合先 役場住民課 ☎ 47-5015



申告をしていないと、町営住宅や県営住宅の入居、保育園や幼稚園の入園に必要な所得証明書などを発行できません。国民健康保険税の税額も正しく算出できないほか、医療費の自己負担額も多くなることがあります。

■ 住民税の申告の必要な人

- ①平成24年1月1日現在、邑楽町に住んでいて、平成23年中に所得のあった人
- ②国民健康保険に加入している人
- ③後期高齢者医療保険に加入している人
- ④所得証明書などが必要な人
- ⑤国民年金保険料の免除、または若年者納付猶予の申請をする人

所得税の確定申告をした人、勤務先から給与支払報告書が役場に提出されている人、扶養親族として申告されている人は、住民税の申告をする必要はありません。



3

扶養控除額や年金の申告
のしかたが変わりました

所得税・住民税の改正

年少扶養控除は廃止、特定扶養控除の範囲は縮小

■ 年金の確定申告のしかたが変更

公的年金などの収入が400万円以下で、公的年金の所得以外の所得金額が20万円以下である人は、原則所得税の確定申告が不要となりました。注意 確定申告が不要になっても、住民税の申告は必要です。また、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。

平成23年分の確定申告から年少扶養親族（平成8年1月2日以後生まれで年齢が16歳未満）の人に対する扶養控除（所得税38万円、住民税33万円）が廃止されることになりました。さらに、今まで特定扶養親族だった人のうち、年齢16歳以上19歳未満の者が一般扶養親族へ変更になったことにより、控除額の上乗せ部分が廃止され、結果として扶養控除の額が所得税では63万円から38万円、住民税では45万円から33万円となりました。

今年の申告から扶養控除額が一部変更になるので注意してください。



確定申告

忘れずに！お早めに！



▶問合先 住民税 役場税務課 ☎ 47-5011 所得税 館林税務署 ☎ 72-4373

館林税務署または役場
3階大会議室で手続きを

所得税・住民税の申告は

2月16日[※]から3月15日[※]まで

所得税は、この申告により税額が確定し、納税または還付によって完了します。住民税（町県民税）と国民健康保険税は、確定した税額を平成24年度に納税します。

町の申告会場の受付時間は、午前9時30分～11時30分、午後は1時～4時までです。

待ち時間を少なくするために…

指定日 各地区の申告指定日

期日	対象地区
2月16日(木)	明野
17日(金)	新中野
20日(月)	前谷東原、横町化楽
21日(火)	天王元宿、上下西宿
22日(水)	千原田向地、鷓上、鷓下
23日(木)	十三坊塚
24日(金)	谷中蛭沼
27日(月)	下中野、藤川
28日(火)	石打
29日(水)	前原
3月1日(木)	光善寺、一本木
2日(金)	鷓新田、住谷崎、坪谷
5日(月)	秋妻、馬場大林
6日(火)	西ノ根宮内中島
7日(水)	水立大黒
8日(木)	寺中、本郷江原
9日(金)	十三軒、店高原
12日(月)	前瀬戸宿、古家十軒
13日(火)	洪沼、大谷端宿赤東
14日(水)	大根村琵琶首、開拓
15日(木)	予備日

■ 確定申告に必要な主な書類（申告前に必ず確認をしてください）

▶年間の収入金額が分かる書類

給与や年金を受給している人
源泉徴収票（給与・年金など）、事業主の支払い証明書など
事業所得や不動産所得のある人

営業や農業の事業所得や不動産所得のある人は収支内訳書（収入と支出の金額が分かる書類、帳簿、領収書など、項目別に集計したもの）など

▶所得控除に必要な書類

社会保険料控除などに必要な書類

国民健康保険税や国民年金、生命保険・地震保険・長期損害保険などの控除証明書や領収書など

医療費控除に必要な書類

医療費の領収書など（平成23年中の領収日のものに限る）

障害者控除に必要な書類

身体障害者手帳や知的障害者手帳、障害者控除対象者認定書など

▶認印、本人名義の口座番号の分かるもの（所得税が還付になる人）

納税 安心・便利な振替納税を 納期限を忘れてしまうこともなく、とても便利

納期限	確定申告による所得税	新規に申し込む場合は、申告のとき振替依頼書に住所・名前・金融機関名・口座番号などを書いて、通帳印を押して申し込みます。
3月15日(木)	現金納税	
4月20日(金)	振替納税	
納期限	個人事業者の消費税	
4月2日(月)	申告と納税	

申告指定日は左表のとおりです

事業所得（営業・農業、不動産所得）のある人は、事前に収支計算書などの作成をお願いします。また、医療費控除を受ける人は、事前に領収書などの集計をお願いします。都合の悪い人は指定日以外の期間内でも受け付けます。

みなさんのご協力を
よろしくお願いいたします



6 東日本大震災で家屋などに被害を受けた皆さんへ 雑損控除の手続き

所得税の軽減などの措置を受けることができます

東日本大震災により、ご自身や扶養親族が所有する住宅や家財などに被害を受けた人は、震災特別法の適用により、平成22年分または平成23年分のいずれかの年分を選択して、所得税の軽減などの措置を受けることができます。

■ 控除を受けるために必要な書類

①被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの

(取得価額が分からない場合は、その面積が分かるもの)



②取り壊しや、除去などにかかった費用の分かるもの

③受け取った保険金などの金額が分かるもの

※その他に「り災証明書」が必要になる場合もあります。

※詳しくは、館林税務署 ☎72-4373へ。

大震災で屋根がわらが落下して被害を受けた人も控除の対象となります。復旧工事にかかった費用などの領収書が必要です。



■ 手続きの方法

平成22年分か平成23年分のどちらで控除を受けるのかを選択して確定申告をします。ただし、平成22年分で所得税の確定申告をしている場合は、「更正の請求」という手続きを行いますので、申告書の控えなどの書類が必要となります。

Q 1. 雑損控除の対象となる資産の範囲は?

▲対象となる資産の範囲は生活に通常必要な資産に限られます。なお、屋根がわらなど建物の主要構造部分に被害を受けた場合も対象範囲となります。

個人事業者で事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた人についても税制上の措置があります。詳しくは館林税務署まで。

Q 2. 控除額の計算方法は?

▲①と②の算式で計算した金額のうち、いずれが多い方の金額を控除できます。

$$\text{①} \quad \begin{array}{r} \text{損害金額} \\ - \text{保険金などで補てんされる金額} \\ \hline \text{差引損失額} \end{array} \quad \begin{array}{r} \text{所得額の} \\ \text{10分の1} \end{array}$$

$$\text{②} \quad \begin{array}{r} \text{差引損失額のうち} \\ \text{災害関連支出の金額} \end{array} - \text{5万円}$$

※災害関連支出とは、災害により滅失した住宅・家財を除去するための費用などです。

Q 3. 控除しきれない額はどくなる?

▲申告をしようとしている年の所得金額から控除しきれない額がある場合は、翌年以降5年間繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。以降、繰越損失の確定申告が必要となります。

7 障害者控除対象者認定書を申告時に提示すれば 障害者控除

申告時に「障害者控除対象者認定書」を忘れずに



要介護認定を受けている65歳以上の人で、身体や精神に障害があるが「身体障害者手帳」「療育手帳」などの手帳の交付を受けていない人を対象に「知的障害者・身体障害者に準ずる人」として、町が「障害者控除対象者認定書」を交付しています。認定書を確定申告時に提示すれば、障害者控除を受けることができます。

▶対象 要介護認定を受けている介護保険被保険者(65歳以上)で知的障害者・身体障害者などに準ずると認定された人

障害者手帳などを持っている人は、障害者控除対象者認定書は必要ありません。

■ 確定申告での手続き

確定申告で「障害者控除対象者認定書」を提示します。以降毎年提示が必要となります。

■ 認定書の申請・交付場所

申請の際は「介護保険証」「申請者の身分証明」「印鑑」が必要です。詳しくは、役場保険年金課介護保険係までお問い合わせください。

▶申請・問合せ 役場保険年金課 ☎47-5021

4 多額の医療費を支払った場合は控除になります 医療費控除の手続き

領収書の集計と明細書の記入をお願いします

医療費控除の対象となるのは、お医者さんにかかった時の診察費や通院・入院のための交通費、薬局で買った薬の代金なども含まれます。また、介護保険制度のもとで提供される施設・居宅サービスの対価についても医療費控除の対象となる場合があります。

↓こちらの書類が医療費明細書です。会場は混雑が予想されますので、医療費明細書は事前にご記入ください。

↑明細書は、役場税務課にもあります



確定申告に必要な書類は次の2つです。

- ① 医療費明細書 (医療を受けた人別に記入してください)
- ② 医療機関、薬局(医薬品のみ)などの領収書

■ 医療費控除額の算定方法

平成23年1月～12月の本人と家族の医療費が10万円か、所得の5% (いずれか低い方の金額) を超えた分について控除の対象となります (最高200万円まで)。

■ 手続き方法

右の明細書と領収書の原本(領収日が記載されているもの)を申告書に添付する。

5 2千円以上の寄附が控除の対象になります 寄附金控除の手続き

寄附金(ふるさと納税)の領収書をお忘れなく



ふるさと納税で邑楽町を応援してみませんか

ふるさと納税制度で2,000円を超える寄附をして、確定申告をすると所得税や住民税から一定の限度額まで控除することができます。

1万円以上のふるさと納税寄附で特典も

① 邑楽町産のブランド米

「邑むすび」5kgのほか、地場産品詰め合わせセットをプレゼントします

② 町の広報誌「広報おうら」を1年間無料でお届けします



2,000円以上の寄附が対象。控除額は個人町県民税の所得割の1割が限度。平成23年の1月～12月までに寄附した分の領収書などを添付して、申告してください。

東日本大震災の義援金も一部寄附金控除の対象となる場合があります。



すてきな特典と税額控除が受けられるので、ぜひふるさと納税制度をご利用ください。

■ ふるさと納税の手続き方法

ふるさと納税申込書を役場に提出して、寄附をしてから「ふるさと納税証明書」の発行となります。

① 郵送 ▶ 〒370-0692 邑楽町大字中野2570-1

② メール ▶ general@swan.town.ora.gunma.jp

③ ファクス ▶ 89-0136

※申込書は、役場総務課または町ホームページにあります。

▶ 申込・問合せ 役場総務課 ☎47-5004